# 第453回 石川地方最低賃金審議会 議事録

開	 催	日	時	令和6年7月31日 木曜日 9時30分~10時20分							
開	催	場	場 所 金沢駅西合同庁舎2階 共用第2会議室								
出席委員	公益代表委		5 員	粟田 真人	木村 弘		田中	英男	長澤 裕子		
	労働者代表委		委員	徳本 喜彰	İ	曽田 明朗	南	芳雄	村上 和幸		山田とき美
	使用者代表委員			眞田 昌則	」 敷波 利子		橋本 政人		深見 正裕		山下 活博
	欠 席 委 員			公益代表委員 舟橋 秀明							
	事	務	局	八木労働局長細貝労		細貝労働基	<b>基準部長</b>				
				南出賃金室	₹	石間賃金指導官植田労働		動基準監督官 春名		名賃金調査員	
	1.開会										
議 題	2.議題 (1) 令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について (2) 最低賃金に関する実態調査結果について ①賃金改定状況調査結果 ②最低賃金に関する基礎調査結果 ③専門部会委員の選出について ④最低賃金審議会令第6条5項の適用について (3) その他 ①資料説明 ②特定(産業別)最低賃金の改正申出について ③その他										
議事内容	3.閉会 • 別紙のとおり										

別紙

# 令和6年度 第453回石川地方最低賃金審議会 議事録

令和6年7月31日(木) 9時30分~10時20分

金沢駅西合同庁舎2階 共用第2会議室

【粟田会長】 定刻となりましたので、第 453 回石川地方最低賃金審議会を開会いたします。 審議会の成立状況について報告してください。

【事務局】補佐 公益代表の舟橋委員から欠席のご連絡をいただいております。現在、15 名中 14 名のご出席で、最低賃金審議会令 第5条第2項に定める定足数委員の3分の2以上、又は、公労使各委員の3分の1以上に達していますので、本審議会は有効に成立していることをご報告いたします。

また、本日の審議会は公開となっており、傍聴希望者は4人です。

【粟田会長】 それでは、議事に入る前に、本日の議事録確認者を指名したいと思います。

公益委員側は私が行います。労働者側は南委員にお願いします、使用者側は橋本 委員にお願いします。

それでは議事に入ります。令和6年7月25日に中央最低賃金審議会から厚生労働大臣あて答申された令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について事務局から説明してください

【事務局】室長 議題の(1)令和6年度地域別最低賃金額改定の目安についてということです。 昨年もございましたが、中央最低賃金審議会から会長のメッセージ動画が届いておりますので、先ずこちらをご視聴いただきます。

目安に関する資料は、別綴りとなっておりますので、そちらと共にご覧ください。 モニター画面が見づらい方は、視聴の間、窓際の椅子もご利用ください、

【中央最低賃金審議会 会長メッセージ】

皆さんこんにちは。

中央最低賃金審議会会長の藤村でございます。

今日は今年度の目安審議について、皆さんにその真意がより伝わるようにという

ことで、こういう形でビデオメッセージをお届けすることとなりました。

これは、令和5年4月6日にとりまとめられました、目安制度の在り方に関する全員協議会報告の中で、目安の位置付けのその趣旨が、地方最低賃金審議会の各委員みなさんに確実に伝わるようにということで考えられた方法でございます。

これを受け、目安の位置付けの趣旨に加えまして、今年度の中央最低賃金審議会においてとりまとめられました令和6年度の最低賃金改定の目安について、地方最低賃金審議会の委員の皆様に直接伝達されるように、私からこういう形でお話しをすることになりました。この取組といいますのは、昨年に続き2回目となります。

ご視聴いただく皆様には、これから本格化する今年度の地方最低賃金審議会の改定に向けた議論に当たり、改めて、目安をどのように捉えて参考としていただきたいのか、また、今年の公益委員見解の趣旨について、理解を深める機会としていただきたいと思います。

それでは、最低賃金の位置づけ、法令要素についてまずはお話しをしておきたい と思います。

最低賃金は、最低賃金法第1条に規定するとおり、賃金の低廉な労働者について 賃金の最低額を保障することなどを目的とするものであります。通常の賃金とは異 なりまして、個別や団体の労使交渉等で決定されるものではなく、法定の3要素を 考慮し、公労使の最低賃金審議会の答申に基づき決定されるものになります。

引上げ額の検討にあたり、考慮する要素としては、様々なものがありますが、基本的な考え方を改めて申し上げておきたいと思います。

まず、最低賃金は法定の3要素であります、労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力を考慮して定めることとなっております。また、生活保護に係る施策との整合性に配慮することも法律で決められております。

その際、地域間バランスを図る観点から、中央最低賃金審議会で目安を示すことになっております。

また、近年は、政府の閣議決定に配意した審議を諮問の際にもとめられております。近年の配意内容は、中長期の金額目標と、地域間格差の是正ということでございます。

さて、次に目安について、詳しく申し上げたいと思います。

目安は、令和5年全員協議会報告や、令和6年度目安小委員会報告に記載しておりますとおり、「目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない」ことを改めて申し上げておきたいと思います。

従って、公労使での真摯な議論の結果、目安どおりとなることもあれば、目安を上回ることも、あるいは目安を下回ることもありうるものと理解しております。地方最低賃金審議会におかれましては、目安及び公益委員見解で述べている3要素のデータに基づく目安決定の根拠等を十分に参酌し、公労使の三者でしっかりと地域のデータ等の実情に基づいた議論を尽くした上での決定を心がけていただきたいと思います。

では、次に目安のポイントについてお話しをしておきたいと思います。

今年の目安についても、3要素のデータに基づき納得感のあるものとなるよう、公労使で5回に渡って真摯に議論を重ねました。3要素のうち何を重視するかというのは、年によって異なります。今年は、昨年に引き続きまして、消費者物価が高水準で推移する中、最低賃金の近くで働く労働者の購買力を維持する観点から生計費を重視したいと考えました。なお、物価の影響を十分考慮すべきという点については、労使共通の認識でございました。

では、3要素のそれぞれの評価のポイントについて、お話しをしておきたいと思います。

まず「労働者の生計費」についてです。

消費者物価指数については、「持家の帰属家賃を除く総合」が、昨年度の地域別最低賃金が発効した令和5年10月から令和6年6月までの期間でみた場合、平均3.2%となっておりまして、前年に引き続き高い水準になっておりました。消費者物価については、基本的に「持家の帰属家賃を除く総合」を基に議論すべきという共通認識はあるのですが、今年度においては、それに加えて、生活必需品を中心とした消費者物価の上昇に伴い、最低賃金に近い賃金水準の労働者においては、生活が苦しくなっている者もいらっしゃると考えられる中、食パン、鶏卵などの生活必需品を含む「頻繁に購入」する品目の物価上昇率についても考慮して、昨年に引き続き高い水準となっていることを勘案いたしました。頻繁に購入する品目というのは、年に15回以上の購入頻度があるものというふうに、総務省統計局で定めております。

最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持するため、最低賃金法に定める 労働者の生活の安定を図る趣旨からも、2年連続ではありますが、消費者物価を特 に重視することが適当であると考えました。

次に、3要素のうちの2番目「賃金」についてです。企業規模によって賃金上昇率の水準には開きが見られる一方、企業規模に関わらず昨年を上回る賃金引上げの実施が確認することができました。具体的には、連合及び経団連が公表しております賃上げ率は、33年ぶりの高い水準となっております。また、30人未満の企業を

対象とした賃金改定状況調査の第4表①②のランク計の賃上げ率についても、最低賃金が時間額のみで表示されるようになりました平成14年以降最大値であった昨年度の2.1%を上回る2.3%という水準になっておりました。

最後に、3つ目の要素「通常の事業の賃金支払能力」についてです。これについては、個々の企業の賃金支払能力を示すものではないと解されております。これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってまいりました。

売上高経常利益率が四半期ごとの数字で、令和5年は6~9%程度で推移をしております。また、令和6年の第1四半期は7.1%になっております。従業員一人当たり付加価値額など他の指標も高い水準で推移する、そういったことを見て景気や企業の利益において改善の傾向にあるということを確認いたしました。

一方、大企業と中小企業の間で売上高経常利益率の差が広がっていることや価格 転嫁率が示すように、賃上げ原資の確保が難しい企業も存在するという状況につい て資料を充実させて確認いたしました。企業規模や価格転嫁の有無で二極化の傾向 があるということに留意をしております。

こうした3要素のデータを総合的に勘案し、特に今年度は消費者物価の上昇が続いていることから、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、労働者の生計費を重視した目安の議論になりました。具体的には、令和5年10月から令和6年6月の物価上昇率の平均が3.2%であり、これを一定程度上回ることを考慮しつつ、加えて、今年度は、特に、生活必需品を含む支出項目に限ってみた上昇率平均5.4%を勘案する必要があるものと考えたところです。また、賃上げの流れを非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させること、あるいは最低賃金法の目的にも留意をいたしまして、今年は5.0%、50円を基準としてランク別の目安額を検討することといたしました。

ランクごとの目安額については、新しい資本主義実行計画などの閣議決定文書において、「地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」とされていることも踏まえまして、地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要というふうに考えました。

その上で、賃金改定状況調査結果第4表①②③における賃金上昇率はCランク、Bランク、Aランクの順に高くなっております。さらに、消費者物価の上昇率は、Cランクがやや高めに推移しております。雇用情勢としては、B・Cランクで相対的に良い状況であるということがデータで示されております。

一方で、各ランクの目安額については、令和5年全員協議会報告に記載の通り、

下位ランクの目安額が上位ランクを上回ることは理論上あり得るけれども、各ランクの引上げ額が同額であった場合でも、地域別最低賃金額が相対的に低い地域の引上がであること、また、引上げ額が増すほど引上がであるとあることについて留意する必要があると考えました。

これらのことを考慮すれば、A ランク 50 円・4.6%、B ランク 50 円・5.2%、C ランク 50 円・5.6%とすることが適当であると考えた次第です。

繰り返しとなりますが、今年度の目安額は、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準である必要があることや、賃金上昇率が増加傾向にあること、地域間格差の是正を引き続き図ること等を特に考慮して検討されたものであることにも配意いただきたいと思います

この結果、仮に目安どおりに各都道府県で引上げが行われた場合は、地域間格差が比率の面で縮小することになります。ただし、地域間の金額の差についても引き 続き注視する必要があると考えております。

公益委員見解で参照したデータについては、別添の「参考資料」としてまとめております。また、これまで目安に関する小委員会で提示した資料には、地域別のものも含まれておりますので、地方でのデータに基づいた審議に当たって、適宜参考とされたいと思います。

また、今般の地域別最低賃金額改定の目安は、過去最高の引上げ額になっており、 地方最低賃金審議会の委員の中には、なかなか受け入れがたいとお考えになってお られる方もおられると認識しております。こうしたことも踏まえまして、中央最低 賃金審議会の公益委員としても、今年度の最低賃金の引上げが着実に行われますよ う、政府に対して、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備を行 うよう、業務改善助成金に加えて、キャリアアップ助成金など厚生労働省の助成金 についての賃上げ加算等の要望や、中小企業庁の省力化支援の強化、独占禁止法や 下請法の執行強化、価格転嫁についての消費者の理解促進、「年収の壁」を意識せ ずに働くことができるように被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むことな どに対する要望を例年以上に盛り込んだところでございます。

なお、都市部以外の地域におきましては、小規模事業者がその地域の生活を維持していくためのセーフティネットとしての役割を果たしているところもございます。従業員の処遇改善と同時に企業の持続的発展、この両立を図ることについての配慮が必要であることを政府に対する要望のところに記載をしております。

次に発効日についてです。発効日ついては 10 月 1 日にこだわらず、賃上げ効果を速やかに波及させるために前倒しすべきという意見もあれば、引き上げの準備のために後ろ倒しすべきという意見があることは承知しております。

令和5年全員協議会報告において、「発効日とは審議の結果で決まるものであることや、発効の時点を規定する最低賃金法第14条第2項においても発効日は公労使で議論して決定できるとされていることについて、地方最低賃金審議会の委員に周知することが適当」とされております。この趣旨を踏まえまして、丁寧な議論を行っていただきたいと思います。

最後に、以上述べてきたとおり、目安額を示す際に、様々な資料やデータに基づき公労使で真摯な議論を行ったところでございます。中央最低賃金審議会及び目安小委員会での議論も参考に、地方最低賃金審議会においても、地域のデータ等の実情に基づき公労使による建設的で真摯な議論が行われることを切に期待している。中央最低賃金審議会の委員として、地方最低賃金審議会の審議の結果に引き続き注目していきたいと思っております。

以上、今年度もどうぞよろしくお願いいたします。

#### 【事務局】室長

中賃からのメッセージ動画をご視聴いただきました。私の方から今ほど会長が述べておられたことについて若干の補足説明させていただきます。

中央審議会から示された目安について補足説明いたします。まず、5回目の小委員会で報告書が取りまとめられたのが、労働者側見解として、地域間格差は地方部から都市部へ労働力を流出させ、地方の中小企業・小規模事業者の事業継続・発展の厳しさに拍車をかける一因となると指摘し、昨年のCランクの引上げ実績を踏まえて今年の目安額を検討すべきと主張されました。ランク別にみた3要素データに基づけば、下位ランクの目安額が上位ランクを上回ることが適当であると主張されております。加えて、社会の賃上げの流れを速やかに波及させるという観点では、10月1日発効を中心に、より早期の発効も念頭に議論を進めるべきと主張されています。以上を踏まえて、本年度は、誰もが時給1,000円への到達に向けてこれまで以上に前進する目安が必要であり、合わせて地域間格差の是正につながる目安を示すべきであると主張されています。

続きまして使用者側の見解でございます。目安審議に当たってはデータに基づく納得感ある審議決定を引き続き徹底し、目安額の根拠となるデータをできるだけ明確に示す等、納得性を高め、地方での建設的な審議に波及させることが極めて重要であり、10月上旬の発効に間に合わせるために目安審議のリミットを切ることなく、少なくとも例年同様、公益委員見解を各地方最低賃金審議会へ提示する場合には労使双方やむなしとの結論に至るよう審議を尽くすべきであると主張されております。加えて、今年度の目安審議に当たって、最低賃金決定の3要素の状況を総合的に示す「賃金改定状況調査」の結果、とりわけ「第4表」の賃金上昇率を重視

するとの基本的な考えは変わらないと述べられております。加えて、地域の中小企業・小規模事業者は、地域住民の生活と雇用を支えるセーフティネットでもあり、 従業員の処遇改善と企業の持続的発展との両立を図る必要があると主張されております。

その結果でございますが、小委員会の方では、これらの意見を踏まえ目安を取りまとめるべく努めたところでありますが、労使の意見が一致せず、目安を定めるに至らなかったということでございました。

最後に公益見解として、 最低賃金は法定の3要素である、労働者の生計費・賃金・通常の事業の賃金支払い能力を考慮して定めることとなっていることから、今年の目安については、最低賃金の近傍で働く労働者の購買力を維持する観点から生計費を重視した。労働者の生計費については、消費者物価指数の持家の帰属家賃を除く総合では昨年10月から今年の6月を見ると、平均3.2%で、食パン、鶏卵などの生活必需品を含む頻繁に購入する品目は、年に15回以上の購入頻度のあるもの、最低賃金の近傍で働く労働者の購買力を維持するため、消費者物価を特に重視するとあります。

こうした3要素のデータを総合的に勘案し、特に今年度は労働者の生計費を重視し、今年度の各ランクの引上げ額の目安を検討するに当たっては5.0%、50円を基準として検討することが適当であるということであります。

賃金改定状況調査結果の第4表①②③における賃金上昇率はCランク、Bランク、Aランクの順に高くなっており、各ランクの引上げ額が同額であった場合でも、地域別最低賃金額が相対的に低い地域の引上げ率が高くなること、また引上げ額が増すほど引上げ率がより高くなることについて留意する必要がある。これらのことを考慮すれば、Aランク50円4.6%、Bランク50円5.2%、Cランク50円5.6%とすることが適当であると考えられる。

最後に政府に対する要望でございますが、業務改善助成金につきましては、最低 賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよ う充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非 正規雇用労働者の処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支 援助成金、人材確保等支援助成金等について、賃上げを支援する観点から、賃上げ 加算等の充実を強く要望するということであります。

【粟田会長】 ただいまの事務局の説明について、ご質問はございませんでしょうか。

質疑がないようでしたら、今年度の改正金額については、中央最低賃金審議会目 安に関する小委員会報告の内容を参考にして、専門部会で審議していくことといた します。

続きまして、議題の(2)の①賃金改定状況調査結果及び②最低賃金に関する基礎調査結果について、事務局から説明してください。

【事務局】補佐

それでは、まず、賃金改定状況調査の結果についてご説明をいたします。資料は、別冊 2、その中に第 2 回資料、資料Mo.1 令和 6 年賃金改定状況調査結果というのが付いておりますのでこちらになります。

当該調査は、今年度の中央最低賃金審議会の審議に資するため、厚生労働省が本年5月から6月にかけまして実施したものでございます。対象は、今年6月の賃金となっております。調査対象事業所、調査事項等につきましては、資料の1ページ目、調査の概要をご覧いただきたいと思います。令和6年度における賃金の引上げ状況につきまして、同資料の6ページからになりますけども、第4表①または②一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率をご覧ください。石川県の目安ランクはBですから、表の左上にございますとおり、Bランクの賃金上昇率は、昨年2.0%に対しまして、令和6年では2.4%となっております。また、次頁の、令和5年6月と令和6年6月の両方に在籍していた労働者のみを対象とした第4表③では、昨年2.4%に対して、令和6年では2.9%になっているとご確認いただける資料となっております。

次に、資料の別冊1最低賃金に関する基礎調査報告書について御説明申し上げます。

本調査は、石川地方最低賃金審議会の審議に資するため、石川県内にある地域別最低賃金適用産業のうち、製造業は100人未満、その他の産業は30人未満の事業所、及び特定最低賃金適用産業の事業所から1,969件をランダムに抽出しまして、本年5月中旬から7月上旬にかけて調査を実施し、回収率は49.5%でございました。この調査結果のうち、地域別最低賃金に関するものをまとめたのが、次ページ以降の総括表となります。

総括表の見方について、簡単にご説明をいたします。総括表はA3サイズの4枚で1組となっております。1組目は地域別最低賃金適用産業の合計、2組目からは産業別の内訳となっております。総括表の左端に時間当たり所定内賃金(3手当を除く)とございますが、これは実際に支払われた賃金ではなく、欠勤、早退等をすることなく働いた場合に支払われる基本給1時間当たりの金額であります。同金額以下の労働者数と構成比が右欄に記されております。併せて、規模別や県内に4か所ある労働基準監督署の管轄地域別、年齢別の内訳も記されています。この総括表を基に25から27ページの最低賃金を引き上げた場合の引上げ額、引上げ率と

影響率の関係表を作成しております。最低賃金の改正に際しまして、改正後の最低 賃金を下回る労働者、つまり、最低賃金の改定により影響を受ける労働者の全体に 占める割合を示すものが当該関係表に記載されている影響率となります。

26 ページをご覧ください。例えば、今般示されました中央最低賃金審議会の目安の50円を仮に引き上げた場合、983円が最低賃金額となる場合の影響率は、982円以下の構成比18.5%となります。28ページからは、該当労働者の分布グラフとなります。

これらの調査結果につきましても、今後の審議でのご参考としていただければ幸 甚です。

### 【粟田会長】

ありがとうございました。ただいまの賃金改定状況調査結果、最低賃金に関する 実態調査結果の説明について、質問等ございませんか。よろしいですか。

そうしましたら議題(3)その他 ①資料説明に移ります。

事務局は、資料の説明をしてください。

## 【事務局】室長

本日の資料にお付けしております経済指標等のご説明をさせていただきます。

全体で、1 ページから 14 ページまでとなっています。1 ページから 8 ページまでは、内閣府発表の月例経済報告となっており、景気は、このところ足踏みもみられるが、緩やかに回復している。とあります。

次に、11 ページから 14 ページには、石川県内の雇用賃金情報があり、常用・ パート労働者の求人募集賃金、有効求人倍率が示されております。

続いて別冊 2 でございますが、第 2 回から第 5 回の目安に関する小委員会の配布資料です。第 2 回小委員会の配布資料で、赤い見出しの資料No.4 の 6 ページには、石川県の時間当たり賃金分布が示されております。同じく赤い見出しの参考資料No.1、こちらは委員からの追加要望資料となっておりますが、1 ページには、2023年令和 5 年 10 月以降の消費者物価指数が、A から C ランク別の対前年上昇率で 5 月までのものが記されており、石川局が該当する B ランクでは 3.4%となっております。

次に、第4回小委員会配布の参考資料No..1 委員からの追加要望資料1ページには、頻繁に購入する品目の消費者物価指数で、昨年10月から今年6月までの年間平均が5.4%となっています。また、2023年令和5年10月以降の消費者物価指数の対前年上昇率では、Bランクでは3.4%となっています。

これらの資料は、今後の審議の参考にしていただければと思います。

【粟田会長】

続きまして、議題(3)②の 特定(産業別)最低賃金の改正申出について事務局から説明してください。

【事務局】補佐

特定産業別最低賃金の改正申出の締切りは7月末日までとなっていますが、お手元の資料17ページ以降のとおり、紡績、一般機械、自動車、電気機械、百貨店の5件の特定産業別最低賃金について、それぞれ、改正決定の申出書をご提出いただいております。

今後、申出内容を審査して申出要件を満たしているかなどを確認し、その結果を 8月27日開催予定の本審でご報告することとしております。

【粟田会長】

ありがとうございました。これで本日予定していた議題の審議は終わりましたが、委員の皆様からご発言はございますか。よろしいでしょうか。

なければ、事務局から、その他連絡事項があればお願いします。

【事務局】補佐

石川県最低賃金専門部会の委員につきましては、公益委員については局長が任命を行い、労働者代表委員、使用者代表委員については、関係労働組合及び関係使用者団体から推薦された候補者から局長が任命を行ったところです。各委員については、資料 15 ページの専門部会委員名簿をお付けさせていただいておりますがこの名簿のとおりとなりましたのでご報告いたします。

次回の本審議会は、8月9日金曜日午後1時30分から、この会場での開催を予定しております。石川県最低賃金専門部会の決議が全会一致で行われた場合には、 最低賃金審議会令第6条第5項の適用により開催されませんので、その際は、あらためて各委員の皆様方へメール等でご連絡させていただきます。

【粟田会長】

ありがとうございました。次回の本審は公開としますが、公労使の三者が集まり協議する場面のみの部分公開とし、その時間帯以外は非公開といたします。

以上をもちまして、本日の審議会は終了とさせていただきます。